

新潟市

第32号

7

月 2017

# 北区農業委員会だより

Kita Ward Agricultural Commission Public Information



## 新潟の「やきなす」

やきなす栽培を始めて35年。

最初の頃は、肥料の量や芽かきに  
大変苦労しました。

「やきなす」は、5月下旬から  
10月頃まで収穫します。中央卸  
売市場をメインに、農協を通して  
東京の方まで出荷します。

畑の面積は20aで、多いときは  
1回で100箱以上も出荷すること  
もあります。

今年は順調に育ちました。  
是非食べてみてください。

伊東 米嗣 さん

(木崎露地野菜組合 なす部会長)



# 新潟市北区農業委員会 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

北区農業委員会では、農地制度の普及・定着と目に見える農業委員会活動を推進するため、農地等の利用の最適化(担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に向けた目標及び活動計画を次のとおり策定しました。

## I 農業委員会の状況 (平成29年3月31日現在)

### 1 農家・農地等の概要

○総農家数 1,719戸 自給的農家数 451戸

販売農家数 1,268戸

(内訳：主業農家数407戸、準主業農家数421戸、副業的農家数440戸)

○農業就業者数 2,098人(うち女性959人、40代以下113人)

○担い手経営体 認定農業者 455、基本構想水準到達者 128、認定新規就農者 4、農業参入法人 15、集落営農経営 2

○耕 地 面 積 田 28,400ha 畑 4,610ha 計 33,010ha

○経営耕地面積 田 3,822ha 畑 387ha(普通畑 364ha、樹園地 23ha) 計 4,209ha

○遊休農地面積 田 7.69ha 畑 56.99ha(普通畑56.99ha) 計 64.68ha

○農地台帳面積 田 4,333.06ha 畑 1,018.88ha 計 5,352ha

### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

○農業委員数 定数 19人以内 実数 19人

内訳：認定農業者数 14人、認定農業者に準ずる者 3人、女性 4人、40代以下 0人、中立委員 1人

○農地利用最適化推進委員 定数 25人以内 実数 19人 地区数 2

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

**【現 状】** ○管内の農地面積 4,209ha ○集積面積 2,610ha ○集積率 62%

**【課 題】** 農業従事者の高齢化等による離農により担い手農家の農地集積は着実に進んでおり、集積率は約62%となっている。「人・農地プラン」及び農地中間管理機構を活用し、今後も認定農業者等の担い手の育成確保に取組み、将来的に地域農業をどう維持するかが課題である。また、基盤整備未実施地区の耕作地の分散による作業効率の低下対策を講じる必要がある。

**【目 標】** 集積面積 2,735ha(うち新規集積面積 125ha)

目標設定の考え方：新潟市農業基本構想の担い手への農地集積率 85%(平成34年度)。

今年度の目標は前年度実績及び認定農業者等の経営面積を参考に設定。

**【活動計画】** 6月～10月：円滑な権利移動ができるよう農業委員会だよりを活用し、基盤強化促進法による利用権設定及び中間管理事業の周知を図る。

10月～2月：農業委員、農地利用最適化推進委員による地域の担い手への利用集積活動。

通 年：人・農地プランに位置付ける「地域の中心となる経営体」への農地集積を図るため、農地利用円滑化団体及び農地中間管理機構と連携した利用集積活動を進める。

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

**【現 状】** 新規参入の状況 平成26年度新規参入者数 1経営体 新規参入者取得面積 0.15ha

平成27年度新規参入者数 2経営体 新規参入者取得面積 1.1ha

平成28年度新規参入者数 3経営体 新規参入者取得面積 3.9ha

**【課題】** 新規参入者の確保・育成のため、関係機関と連携した推進体制の整備や地域における就農希望者の受け入れ体制づくりが必要である。新規参入の際に、当初から農地の下限面積50アール以上を確保することや農業経営に必要な条件整備(経営資金・農業機械・農業技術等)が困難なことから、下限面積の確保などの支援と円滑な就農へのフォローアップが必要である。

**【目標】** ○参入目標数 2経営体 ○参入目標面積 1.0ha

**【活動計画】** 随時：窓口等における新規参入希望者への相談活動を行うとともに、農地情報を提供するほか関係機関と連携し各種補助制度・融資制度・研修制度等に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。とくに、HPにおける北区空き農地情報提供コーナーによる遊休農地を活用した新規就農の促進に努める。

#### IV 遊休農地に関する措置

**【現状】** ○管内の農地面積 4,209ha ○遊休農地面積 64.7ha ○遊休率 1.54%

**【課題】** 耕作放棄地の多くは砂丘地帯に点在しており、解消を図るには一定の収益確保と継続可能な作目の選定及び高齢者に代わる担い手の確保が必要である。また、農地中間管理機構を活用した農地の有効活用に努める必要がある。

**【目標】** 遊休農地の解消面積 4.5ha

目標設定の考え方：管内農地面積の1.5%以下の維持。農地中間管理機構及び空き農地情報サービスを活用するとともに、積極的に放棄地所有者へ働きかけを行い解消に努める。

**【活動計画】** 7月：担当地区農業委員・農地利用最適化推進委員、耕作放棄地対策プロジェクトチーム、事務局による農地パトロールの実施

8～10月：事務局による確認調査の実施

随時：遊休農地所有者等に対する利用意向調査の実施

通常年：農業委員・農地利用最適化推進委員による担当地区の点検

#### V 違反転用への適正な対応

**【現状】** ○違反転用面積 1.3ha

**【課題】** 新潟東港周辺を中心に輸出用中古車置場の違反転用があり、当事者が外国人であるため意思の疎通に困難をともなう。中古車置場として転用可能区域であるが、他法令(都市計画法)の関連で許可できないため、関係部署と連携しての対応が必要である。

**【活動計画】** ○違反転用の是正指導：違反転用者に対して、違反転用の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りの実施。

○違反転用の発生防止に向けての取り組み

年2回(6月・2月) 農業委員会だよりによる転用許可制度等の周知。

年2回(7月・11月) 農地パトロールの実施。

## 農地パトロールについて

遊休農地(耕作放棄地)、違反転用や不法投棄等を把握するため、毎年7月に農業委員・農地利用最適化推進委員及び耕作放棄地対策プロジェクトチーム、事務局が一体となって農地パトロールを実施します。

この調査結果に基づき所有者への管理徹底指導が行われます。



農業委員会に  
ご相談ください

## 農地を農地以外にする場合には、 農地法による手続きが必要です

◆農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。

◆農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。



市街化調整区域内の農地を住宅や工場など建物の敷地、資材置場、駐車場など農地以外に転用する場合や、一時的な土置き場や仮設の現地事務所等にする場合は、転用の許可が必要です。

◆転用の許可方法は2種類あります

1 農地の所有者自らがその農地を転用する場合(農地法第4条)

2 農地の所有者から農地を買う又は借りて転用する場合(農地法第5条)

## 農業経営基盤強化促進法による 「貸し借り・売買・交換」について

農地の貸し借りや売買・交換は農地法による許可のほかに、農業経営基盤強化促進法でも行えます。希望される方は、農業委員会又は農協へ相談してください。

### 制度の特色

#### 【貸し借り】

▶貸し手は、賃貸借の期間が終了すれば農地を自動的に返還してもらいます。  
この場合離作料を支払う必要はありません。

▶貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、更新することができます。



#### 貸借期間の終了案内

▶該当者には終了の案内を送付しますので、期間更新を希望される場合は忘れずに手続きを行ってください。

#### 【売買・交換】

▶所有権移転の登記は、要件を満たしている場合は農業委員会が行います。

▶一定の条件により税金の優遇措置が受けられます。

譲渡所得の800万円の特別控除、不動産取得税・登録免許税の軽減措置

## 4月より農業経営基盤強化促進法による 農地の売買・交換の経営基準面積が226aから 260aに変更になりました。

- ・農地取得後の経営面積が経営基準面積を越えることが取得の条件となります。
- ・経営基準面積は水田面積と畑作など水田に換算した面積の合計となります。

#### ◆水田換算

- ・畑作10aは水田20a
- ・ハウス(実面積)10aは水田60a
- ・果樹10aは水田50a
- ・花木10aは水田100a
- ・乳牛1頭は水田30a
- ・種豚1頭は水田10a



## 北区農業委員会研修 「農地集積・集約化、 担い手育成について」

5月の農政振興部会終了後、原清高市農業政策課長及び横木茂之担い手育成室長を講師に迎え農地集積・集約化、担い手育成についての研修及び意見交換を行いました。

特に県が30年問題に一定の方向性を示し、新潟市も一定の方向性を示して初めての意見交換ということで、委員と原課長との間に活発な意見交換がなされ有意義な研修となりました。



農業委員  
員



農業委員  
山岸 洋子  
(大月)

レポート

### 畑から頂いた私の夢

私は、素敵な友達が出来ました。苗を植えたり、収穫できるサツマイモという友達が仲間入りをしたからです。

私がサツマイモを好きになった理由は、新潟医療福祉大学の学生達と一緒に、ワイワイガヤガヤいろんな話をし

ながら大勢で苗植えや収穫などの仕事をする楽しさ、大勢で収穫をする喜びを感じさせてくれた貴重な体験をしたからです。去年は、初めて芋を一個ずつ大切にひげを取り、優しく撫でて土を落し製品にする喜び、出荷する喜びを感じ、私もサツマイモを作ろうと思いました。仲間から助けてもらえばできるかも…何かをやりたい



農協主催の研修会への参加、大先輩からの畑の中での実地指導など、多くの方が回りにいてくれてとても心強かったです。

今年は加工の好きな仲間と、手探りで頑張って何か作って見たいと、今から収穫を楽しみにしています。



畑のサツマイモ達も、澄みきつた青空、心地よい風、大空に響き渡る笑い声と、大きな夢を聞きながら、きっと美味しく育ってくれることと信じています。

私の可愛いサツマイモの名前は「よだちゃん」

もちろん出荷するまでの私だけの呼び名です。

たくさんの喜びと今年は「よだちゃん」と一緒に可能性のある夢を見たいです。

# 専業農家の紹介



岩橋 敏之さん(43歳)

(岡方地区)

趣味はスポーツ観戦で、休日を利用してサッカー観戦をしたり、仲間と飲みに行ったりして英気を養っています。

## 岡方地区的専業農家になつて

ハウスでは夏から秋にかけて「トマト、冬は小松菜などを栽培しています。専業農家になって20年近くたちましたが、始めは苦労も多く大変でしたが、今ではやりがいを感じています。いつもと規模を拡大して、これからも頑張りたいです。



高校を卒業して、始めは会社員として働いていましたが、もともと実家が農家だったので、16～17年前に専業農家として農業に従事することになりました。

今は主にコメを中心に関ケチャールほぐを家族4人で経営しています。

## 老後の備えに 農業者年金を 加入しよう

新しい農業者年金制度は農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて手を確保するという目的を合わせ持つ政策年金です。60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する者であれば誰でも加入できます。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する者であれば誰でも加入できます。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

### ● 農業取組の年金を重ね積み立ての方針です。

### ● 条件により保険料に国庫助成があります。

### ● 保険料を田代に選択でもあります。

(保険料を月額最低2万円から)

※詳しくは北区農業委員会事務局へ ☎ 387-1585

## 全国農業新聞

### 農家の経営と くらしに役立つ情報誌

\*月4回発行(毎週金曜日)

\*購読料: 1ヶ月700円

\*お申し込み:

農業委員または北区農業委員会事務局へ ☎ 387-1585

## ◆編集後記◆

夏を思わせるような5月の好天。6月に入れば低温で、また今年も異常気象である。天候に大きく左右される農業者にとって作物の管理が大変です。6月からの3ヶ月予報では、

今年の夏も全国的に猛暑となりそうです。急に気温が上昇したり、湿度が高くなったりすると熱中症になります。急に気温が上昇したり、湿度

がやすくなります。小まめな水分補給をして体に十分気を付けましょう。今年度の「農業委員会だより」の表紙は「野菜」になりました。皆様の所に取材のお願いが行きましたらご協力宜しくお願い致します。

(編集委員 原 文代)

## 総会開催日

7月31日(月)、8月31日(木)、9月29日(金)、10月31日(火)

\*傍聴者の定員は5名

## 農地の貸付・売買等の締め切り日

### ●農地法第3条・4条・5条関係

8月10日(木)、9月8日(金)、10月11日(水)、11月9日(木)  
\*毎月受付、各月10日頃が締め切り日です。

### ●農業経営基盤強化促進法関係、利用権の設定(賃貸借)

8月25日(金)、9月25日(月)、10月25日(水)  
\*利用権設定ほか売買・交換の受付は8月から3月まで。  
各月25日頃が締め切り日です。